

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

周南市老人デイサービスセンター条例（平成15年周南市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「。以下「法」という。」を削り、「通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護及び第1号通所事業」に改め、「第83号」の次に「第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成26年改正前介護保険法」という。）」を加え、「通所介護等」を「地域密着型通所介護等」に改め、同条第2項第2号中「通所介護等に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費」を「地域密着型介護サービス費又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費、平成26年改正前介護保険法の規定による介護予防通所介護に係る介護予防サービス費」に改める。

第10条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「及び認知症対応型通所介護」を削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第4条第1項第2号に規定する第1号通所事業に係る利用料金の額は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に基づき、市長が定める基準により算定した額とする。

第10条中第5項を削り、第6項を第5項とし、同条第7項中「通所介護等」を「地域密着型通所介護等」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、

第9項を第8項とする。

第11条第2項中「第7項」を「第6項」に改め、同条第3項中「第9項」を「第8項」に改める。

別表周南市中央西部老人デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

周南市老人デイサービスセンター条例新旧対照表

現行	改正案
(事業及び利用者)	(事業及び利用者)
第4条 センターは、次の事業を行う。	第4条 センターは、次の事業を行う。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する <u>通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護</u> 並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）に規定する <u>介護予防通所介護</u> （以下「 <u>通所介護等</u> 」という。）に関すること。	(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する <u>地域密着型通所介護及び第1号通所事業</u> 並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号） <u>第5条の規定による改正前の介護保険法</u> （以下「 <u>平成26年改正前介護保険法</u> 」という。）に規定する <u>介護予防通所介護</u> （以下「 <u>地域密着型通所介護等</u> 」という。）に関すること。
(3) (略)	(3) (略)
2 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。	2 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 介護保険法の規定による <u>通所介護等に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、介護予防サービス費</u> 又は <u>地域密着型介護サービス費</u> の支給に係る者	(2) 介護保険法の規定による <u>地域密着型介護サービス費</u> 又は <u>第1号通所事業に係る第1号事業支給費、平成26年改正前介護保険法の規定による介護予防通所介護に係る介護予防サービス費</u> の支給に係る者
(3) (略)	(3) (略)

現行	改正案
(利用料金)	(利用料金)
第10条 (略)	第10条 (略)
<u>2 第4条第1項第2号に規定する通所介護に係る利用料金の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に定めるところにより算定した額とする。</u>	<u>2 (略)</u>
<u>3 (略)</u>	<u>3 第4条第1項第2号に規定する地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護に係る利用料金の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）に定めるところにより算定した額とする。</u>
<u>4 第4条第1項第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料金の額は、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）に定めるところにより算定した額とする。</u>	<u>4 第4条第1項第2号に規定する第1号通所事業に係る利用料金の額は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に基づき、市長が定める基準により算定した額とする。</u>
<u>5 (略)</u>	<u>5 (略)</u>
<u>6 通所介護等及び第4条第1項第3号に規定する業務に係る</u>	<u>6 地域密着型通所介護等及び第4条第1項第3号に規定する</u>

現行	改正案														
食費の額は、810円以内とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めた額とする。	業務に係る食費の額は、810円以内とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めた額とする。														
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)														
<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)														
(市長による直営)	(市長による直営)														
第11条 (略)	第11条 (略)														
2 市長は、前項の規定により自らセンターを管理することとなつたときは、前条第2項から <u>第7項</u> までに定める利用料金の額を使用料として、センターを利用した者から徴収する。	2 市長は、前項の規定により自らセンターを管理することとなつたときは、前条第2項から <u>第6項</u> までに定める利用料金の額を使用料として、センターを利用した者から徴収する。														
3 市長は、前条 <u>第9項</u> の例により、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。	3 市長は、前条 <u>第8項</u> の例により、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。														
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周南市須金老人デイサービスセンタ 一</td><td>周南市大字須万2488番地</td></tr> <tr> <td>周南市大津島老人デイサービスセン ター</td><td>周南市大字大津島221番地</td></tr> <tr> <td>周南市中央西部老人デイサービスセ ンター</td><td>周南市新地3丁目2番30号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	周南市須金老人デイサービスセンタ 一	周南市大字須万2488番地	周南市大津島老人デイサービスセン ター	周南市大字大津島221番地	周南市中央西部老人デイサービスセ ンター	周南市新地3丁目2番30号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周南市須金老人デイサービスセンタ 一</td><td>周南市大字須万2488番地</td></tr> <tr> <td>周南市大津島老人デイサービスセン ター</td><td>周南市大字大津島221番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	周南市須金老人デイサービスセンタ 一	周南市大字須万2488番地	周南市大津島老人デイサービスセン ター	周南市大字大津島221番地
名称	位置														
周南市須金老人デイサービスセンタ 一	周南市大字須万2488番地														
周南市大津島老人デイサービスセン ター	周南市大字大津島221番地														
周南市中央西部老人デイサービスセ ンター	周南市新地3丁目2番30号														
名称	位置														
周南市須金老人デイサービスセンタ 一	周南市大字須万2488番地														
周南市大津島老人デイサービスセン ター	周南市大字大津島221番地														